

平成30年度 第3回地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会議事録

開催日時 平成30年12月25日(火) 書面審議

出席委員 稲葉秀一委員長、伊藤浩委員、岩崎倫政委員、氏家良人委員、大林忠委員、  
(9名) 木村眞司委員、辻田廣行委員、藤城貴教委員、本田つき子委員

【議題】地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院役員報酬等の支給の基準について

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院役員報酬等の支給の基準に係る意見

- ● 委員 意見：役員報酬（非常勤）は月額として支給せず、実働日のみ¥5,000/日程度の  
日当で支払うことが望ましい。  
医療機関の赤字の原因は、固定費、特に給与費であり、これを改善せずに経  
営の黒字化は望めないと考えます。

ほか8委員 意見：なし

上記、各委員の意見をふまえ、別紙（案）のとおり、意見書を町長に提出します。

平成31年 月 日

広尾町長 村 瀬 優 様

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院

評価委員会委員長 稲 葉 秀 一

意 見 書 (案)

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に係る役員の報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給の基準については概ね妥当であると判断するが、今後の見直しにあたっては、下記意見を参考とされたい。

- ・非常勤役員の報酬は、実働の有無に応じて支給することが望ましい。

以上

【その他】各委員からいただいた、議題以外の意見・アドバイス等

地方における医師不足は社会全体の大きな課題であり、特効薬は存しない状況であるが、地域の唯一の〈病院〉である役割を十分に精査し、その利点を活かし、日常のコモン・ディーズ、初期救急医療の対応から都市部の高度専門医療機関のもつ夫々の機能に適切に繋ぐための診断能力の醸成など、中期目標にある通り、〈地域住民の生活を幅広い領域で支える総合診療医の育成整備環境〉を整備し、これから勤務する医師が、幅広い能力を修得することが可能となる拠点となっていくことを期待する。

また、地方独立行政法人（非公務員型）化の特長である経営の多くの面（予算・財務・契約・人事等）で獲得される自律性・弾力性（柔軟性）を活かし、新公立病院改革ガイドラインにおいて、「これまで実際に地方独立行政法人化した病院において、人事面・財務面での自律性が向上し、経営上の効果を上げているケースが多い」として、事例を挙げて推奨されているが、そうした事例のひとつに名を連ね、全国各地にある同規模で同様の課題を抱える地方公共団体のモデルになることを期待する。

伊藤 浩委員（旭川医科大学教授）

岩崎倫政委員（北海道大学大学院医学研究院教授）

氏家良人委員（岡山大学名誉教授・函館市病院局長）

木村眞司委員（札幌医科大学教授）

当学は道北・道東地域における医療および医学研究の拠点として、「地域医療に根ざした医療、福祉の向上」を建学の理念に掲げ積極的に活動を展開してきた。生命と機能の重みに直結する地域医療をいかに守っていくかが、旭川医科大学に課せられた使命である。今後も、人材確保・人材育成の両面における助言など、様々な面における連携・支援を適宜検討する考えである。

伊藤 浩委員（旭川医科大学教授）

これから勤務する医師が、一般診療ならびに専門性の両面を修得することが可能となる拠点となっていくことを期待する。

今後も、人材育成における助言など、様々な面における支援を適宜検討する考えである。

岩崎倫政委員（北海道大学大学院医学研究院教授）